

令和3年第11回始良市教育委員会定例会

令和3年11月9日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時55分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

塚田教育部長 北野次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長
井上社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長兼国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定に関する件	可決
議案第27号	始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第28号	始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第29号	始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する要綱の一部を改正する告示に関する件	可決
議案第30号	始良市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱を廃止する等の告示に関する件	可決
議案第31号	令和3年度始良市一般会計補正予算（第9号）（教育費）に関する件	可決

4 議事録

- 教育部長 皆様おはようございます。
それでは、ただいまから令和3年第11回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、議案6件となっておりますので、委員の皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。
これ以降の議事進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。
- 教育長 それでは会議に入ります。本会議は、公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。
まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆さん前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。
次に日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様方から、何かご報告はございませんでしょうか。
- 委員 おはようございます。
10月で本年度の学校訪問も終わりました。各学校、学力向上を中心に、今年度から導入されたタブレットを使った授業なども工夫されていたと思います。来年度に向けては、先生方も学年や教科などで有効な使い方を更に研修などされることを期待したいと思います。
また中学校の不登校の対応について、学校で工夫されて対応なども良くなっているところもあって、これからもそれを続けていっていただきたいと思いましたが、よろしくお願い致します。
それから11月2日に始良・伊佐地区の教育委員の研修視察に出席いたしました。牧之原養護学校の視察に行きましたが、始良市から76人の子どもたちが所属しているというお話をお聞きしました。また6年間で14クラス増加しており、校舎も増築、増築という感じで、見て回るのも大変な感じの造りになっていると感じました。以前から訪問したかった学校でしたので、とても勉強になりました。以上です。

教育長

ほかにありませんか。なければ、私の方から申し上げます。

今、委員から話がありました。始良の子どもたちは、養護学校までの通学に、途中トイレ休憩をしたりして1時間半くらいかかるといいます。始良市に1校造って欲しいと思いますが、県の財政状況からしてなかなか厳しいものがありますので、小学校だけでも分教室を造って欲しいと要望をしているところです。実は、今日の午後、県の教育長に面談して直接お願いしたいと思っているところです。

今、伊佐市が養護学校を造って欲しいと要望していますが、なかなか難しいようです。志布志の辺りにどうかということもあります。牧之原に1校だけだと通学時間の問題を抱え、県も頭を悩ましているところだろうと思います。こういう状況の中で、いわゆる障がいを持つ子どもたちは年々増えてきています。始良市になった時には、支援を要する子どもたちは140人しかいなかった。しかし、今725人で5倍にもなっています。特別支援学級数で言うと23学級だったのが、今は67学級あります。そのうち特別支援学校に行く程の子どもたちはごく僅かなのですけれども、特別支援学級、支援を要する子どもたちの増加の歯止めが利かない状況で悩ましいところであり、委員の皆様方もご認識いただきたいと思っています。

それでは、議題に入って行きたいと思います。日程第3、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) 議案第26号「公の施設の指定管理者の指定に関する件」につきまして説明いたします。2ページをお開きください。

今回議案といたしました7施設につきましては、これまで指定管理者制度を導入しておりますが、施設の指定期間が令和4年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新したく、指定管理者の指定の議決をお願いするものでございます。

指定に至る経緯は、まず公募によりまして指定管理者の募集を行います。次に副市長を委員長とし、法律及び財務会計等について専門的知識を有する者や、市民代表、市職員により構成されました「始良市指定管理候補者選定等委員会」により、書類選考による1次審査をし、応募事業者のプレゼンテーションによる2次審査を実施の上、選定されることとなります。

指定管理者候補団体の名称は、松原地区公民館は「松原なぎさ校区コミュニティ協議会」、龍門陶芸・健康の里は「ALグループ(始良スポーツクラブ・LOCO.NET-S&Cの共同事業体)」、始良市総合運動公園は「セイカスポーツセンター・鹿児島県サッカー協会共同事業体」、始良市体育センター、始良市蒲生体育館ほかは「ALグループ」、始良弓道場は「始良弓道部」、

蒲生弓道場は「蒲生弓道部」であり、それぞれ指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定の期間につきましては、いずれの施設も、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

詳細につきましては、別に配付しております参考資料をご覧くださいと思いますが、引き続き指定管理の候補者に関しましての説明を保健体育課長が補足説明いたします。

(保健体育課長) 私から指定管理の候補者に関して補足説明させていただきます。

まず、これまでの指定管理者が継続して管理することになった施設として、松原地区公民館は「松原なぎさ校区コミュニティ協議会」、始良弓道場は「始良弓道部」、蒲生弓道場は「蒲生弓道部」がそれぞれ指定管理者として選定されております。

次に、龍門陶芸・健康の里、始良市体育センター、蒲生体育館ほかの指定管理者につきましては、「ALグループ」という団体が選定されております。ALグループは、NPO法人 始良スポーツクラブと一般社団法人 LOCO.NET-S&Cの共同事業体のグループ名で、始良スポーツクラブは総合地域スポーツクラブとしまして2005年に設立され、2006年から始良市内の体育施設の指定管理業務を行っております。

LOCO.NET-S&Cにつきましては、主にスポーツ文化活動の指導者派遣を行うために2020年に設立されており、現在の始良スポーツクラブの事務局長の日高氏が独立し運営しているもので、2つの法人が協力して公共施設の運営を行っていくものでございます。

施設の管理運営部分は始良スポーツクラブで行い、専門の指導者派遣をLOCO.NET-S&Cが分担して各種運動教室を行うこととなります。

次に、始良市総合運動公園の指定管理者につきましては、「セイカスポーツセンター・鹿児島県サッカー協会共同事業体」が選定されております。

セイカスポーツセンターにつきましては、1996年に県内初の屋内スケート場・屋内プール場の開設をはじめ県内各地にスポーツクラブを設立しているほか、指定管理業務におきましても鹿児島市ふれあいスポーツランドや県サッカー・ラグビー場のほか佐賀県、広島県、埼玉県、沖縄県、千葉県でスポーツ施設の指定管理業務を行っております。

県サッカー協会は、公益財団法人日本サッカー協会に県内で唯一加盟し、大会の開催のほか指導者・審判育成やサッカーの普及に向けた取組を行っております。

総合運動公園の主要な部分の管理業務をセイカスポーツセンターが担い、フットボールセンターにおける大会誘致やサッカー場の有効利用のための調

整部分を県サッカー協会が担うこととしております。
以上で補足説明を終わります。

教育長 ただいま事務局の説明がございましたが、この件に関しまして質疑はございませんか。

委員 総合運動公園についてですけれども、立派なサッカーができる施設ができましたが、そこを競技場としていろいろな団体が使ったり、大会を開催するときに、今ありましたように県サッカー協会から専門の方がいろいろ入るということなのですが、普通の大会の時に、そういう競技場に今いる指定管理者の方々、専門家の方々の力が必要なのですか。
自分たちだけで会場を借りて、大会を運営するというだけではなくて、そこにいる専門家の方々にもいろいろ助けていただくのでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 大会運営はそれぞれの団体でやっていただくということになるのですが、大きな大会から小さな大会まで、同じ日程、土・日開催を希望される場合が多々ございます。
今は始良市のサッカー協会の方々が中心になって、団体との間に入って日程調整をやっていただいております。今後は、いろいろな大きな大会の誘致も含めまして日程調整をしていただくというところが、県サッカー協会が大きく担う部分になるかと思えます。
以上でございます。

委員 ということは、専門家の方々の力を借りられるということで、利用される方々にとっては便利なことですね。分かりました。

教育長 龍門陶芸・健康の里や総合運動公園、体育センターなどについてグループで応募してきています。今までは、始良スポーツクラブなど単体で指定管理を受けていたのですが、申込みに関して非常に多様化してきている。サッカー協会やセイカスポーツセンターなど共同体で受けて運営していこうというやり方に今回から変わっていくこととなります。
今まで10年間で2回指定管理の選定をやってきました。これからまた新たな5年間に移るわけですが、大きく変わってきたなということが実感としてあります。それは何が理由かという、今、委員がおっしゃったように、やはりかなり専門性が出てきたということなんだろうと思います。
始良のサッカー場はJ2やJ1の競技場になる施設ではありませんけれども、専門家が誰もいないという状況になっているというふうに思いますね。ほかにございませんでしょうか。

なければ、質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 26 号は、事務局の提案とおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 26 号「公の施設の指定管理者の指定に関する件」については可決されました。

この指定管理者の件は、12 月議会で可決されましたら 4 月から運用ということになります。

次に日程第 4、議案第 27 号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 資料 3 ページ、日程第 4、議案第 27 号です。

議案第 27 号から第 29 号までの 3 つの議案につきましては、全て行政手続における押印の見直しに関するものでございます。

始良市におきまして、平成 26 年に市民の負担軽減及び窓口サービスの向上並びに行政事務の改善を図ることを目的に「押印の廃止及び省略に関する指針」を定めまして、当時、約 160 の手続きについて押印を省略したところでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、行政事務のデジタル化、オンライン化が求められてきております。そういった中で、今年度、始良市全体で行政手続における更なる押印の見直しが行われたところでございます。

これに伴いまして教育委員会におきましてもそれぞれの様式が定められております規則等を個別に改正すると事務手続が煩雑になりますので、議案第 27 号から第 29 号までの 3 つの規則等を改正いたしまして、個別の規則等に定められている様式に押印の表示があったとしても、押印を不要とすることができるようにするための改正ということでございます。

第 27 号から第 29 号まで同様の改正となりますが、一つずつ説明をさせていただきます。

まず、議案第 27 号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則に関する件」については、5 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 1 条中「行政手続の簡素化」というところを「行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上」に改め、「(以下「市長等」という。)」を削ります。

次に、第 2 条におきまして、これまでは別表に掲げる申請書等の様式については、押印を省略できる旨を規定しておりましたけれども、この別表を削除

した上で、包括的に押印の義務付けを廃止する旨の規定に改めております。また、改正のこの第2条中に「教育委員会が別に定めるものについては」という記載がございますが、この「別に定めるもの」というのは、13・14ページの「既に申請書等の押印を省略していたもの」、こちらが平成26年に省略したものでございます。そして15～18ページの「新たに申請書等の押印を省略するもの」に記載のあるもの、こちらが今回新たに追加したものでございます。こちらにつきましては、それぞれ別に定めまして決裁をとった上で、決めていく形をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

教育長 ただいま説明がございましたけれども、皆さま何かご質疑はございませんか。

委員 押印省略ということで、市民の方々についても、それを担当する方々についても、いろいろな仕事の煩雑さも軽減されると思いますが、少しはっきりしない点があるので教えてください。規則、規程、要綱とありますが、この並びに重要さがあるのでしょうか。

事務局 (教育総務課長) まず、議案第27号が規則の関係ですけれども、これが条例や法規文に関係するものになってまいります。議案第28号は規程ということで、取扱要領や内部に向けたもの、職員向けといったものについての令達を行うことを目的としたもので、訓令という形の公示文になります。議案第29号は要綱ということで、事務処理要綱や補助金交付要綱などがございますが、住民に向けて示すものについて、告示という形をとります。条例・規則については法規文、それから要綱は住民に対する公示文、訓令については内部処理に対しての令達というような意味合いで分けているところでございます。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 議案第27号から議案第29号まで関連していますが、まず、議案第27号については、何かございませんか。ないようですので、異議なしと認めます。よって、議案第27号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。次に、日程第5、議案第28号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長)資料7ページ、議案第28号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規程の一部を改正する訓令に関する件」について補足説明になります。

こちらにも議案第27号同様、押印を不要とすることができるようにするための改正となっています。9ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条中「行政手続の簡素化」を「行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上」に改め、「(以下「市長等」という。)」を削ります。

第2条は、始良市教育委員会訓令で定める申請書等のうち、教育委員会が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする、と改めるものでございます。そして別表を削ります。以上でございます。

教育長 ご質疑ございませんか。

なければ質疑なしと認めます。お諮りします。議案第28号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第28号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する規程の一部を改正する訓令に関する件」については可決されました。

次に、日程第6、議案第29号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する要綱の一部を改正する告示に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長)資料10ページ、議案第29号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する要綱の一部を改正する告示に関する件」についてご説明いたします。

こちらにも議案第27号・28号と同様、押印を不要とすることができるようにするための改正となっております。

12ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条中「行政手続の簡素化」を「行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上」に改め、「(以下「市長等」という。)」を削ります。

第2条は、始良市教育委員会告示で定める申請書等のうち、教育委員会が別に定めるものについては、当該告示の規定にかかわらず、押印の義務付けを

廃止するものとする、と改めるものでございます。そして、別表を削ります。
以上でございます。

教育長 事務局の説明が終わりました。質疑はございませんか。
なければお諮りします。議案第 29 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 29 号「始良市教育委員会申請書等の様式における押印の省略に関する要綱の一部を改正する告示に関する件」は可決されました。
次に、日程第 7、議案第 30 号「始良市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱を廃止する等の告示に関する件」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 資料 19 ページ、議案第 30 号「始良市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱を廃止する等の告示に関する件」についてご説明いたします。
これにつきましては、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い不要となった要綱の廃止及び条文の一部改正が必要となった要綱につきまして所要の整備を行うものでございます。
まず、20 ページをお願いいたします。
第 1 条は、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、始良市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱が不要となっておりますので、これを廃止するものでございます。
次に、第 2 条におきまして始良市私立幼稚園就園奨励費単独補助金交付要綱の一部を改正いたします。
これにつきましては 21 ページの新旧対照表をご覧ください。
この要綱について、改正前の第 2 条の 2 の中で、「使用する用語の意義は始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱において使用する用語の例による」とされています。
この使用する用語の例というものが、次の 22 ページに記載しております「始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」の下の網掛け部分の備考 6 (1) から (7) までを指しています。
今回、この 22 ページの「始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」が既に廃止となっていることから 21 ページの新旧対照表の改正後の第 2 条の 2 の (1) から (7) のとおり明記するものです。

今、説明しました内容について、わかりにくいですので 23 ページに今回の要綱の廃止等の流れを示しております。

まず、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育が無償化になっております。

①始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が令和 2 年 3 月 31 日付けで廃止となっております。

②始良市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱が、無償化になったことにより不要となったため、今回廃止となったものでございます。これがなぜ今まで残っていたかということを下に記載しておりますが、当時この補助事業まで不要になるかがはっきりしていなかったため、改正等の必要性に関する判断を先送りしていたところ、そのままの状態となっていたということです。私どもがその後、きちんと確認をとっていただければこういうことにはならなかったのですが、そのまま残ってしまっていたので、今回廃止させていただきたいということでございます。

③始良市私立幼稚園就園奨励費単独補助金交付要綱については、一部の改正でございまして。第 2 条の 2 において既に廃止をしている①の要綱につきまして、備考 6 に記載されています「ひとり親世帯等」という用語の定義について引用しておりますので、改正が必要であるということでございます。そして今回の一部改正により①の要綱から引用している「ひとり親世帯等」という用語の定義をきちんと明記をするという旨の改正でございまして。以上でございます。

教育長

事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。

ご質疑はございませんでしょうか。

幼児教育・保育の無償化というのが、一昨年 10 月にあったわけです。それから幼稚園教育の在り方が随分変わってきています。だから公立幼稚園も充足率を果たすのが難しくなってきました。

私立幼稚園ではスクールバスやその他徹底したサービスを提供しているところに入る。公立幼稚園には、なかなか集まりにくい状況というのが出てきているところはありますね。その中で、これまでやってきた多子世帯の保育料などの軽減、補助金を交付するための要綱の処理については、失念ということではなくて、はっきりと明確に示されていなかったものが残っていたということでもあります。それから「ひとり親世帯等」の定義を明記したというわけです。

質疑はよろしいですか。

ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 30 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって議案第 30 号「始良市私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金交付要綱を廃止する等の告示に関する件」については可決されました。

次に、日程第 8、議案第 31 号「令和 3 年度始良市一般会計補正予算(第 9 号)(教育費)に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) 資料 24 ページ、議案第 31 号「令和 3 年度始良市一般会計補正予算(第 9 号)(教育費)に関する件」についてご説明いたします。

25 ページをお願いいたします。こちらが始良市全体の歳入の総括表です。

今回の補正額は市全体で 6 億 6,175 万 6 千円、補正後の予算額が 344 億 3,694 万 5 千円となっております。

次に、26 ページをお願いいたします。市全体の歳出の補正額となっております。10 教育費の行をご覧ください。

教育費につきましては、補正額 300 万円の計上となっております。補正後の予算額が 23 億 6,767 万 5 千円となります。

今回、教育委員会は学校教育課と保健体育課の 2 つの課の補正がございますので、内容につきましては、各課よりそれぞれご説明を申し上げます。

(学校教育課長) 学校教育課です。今回の補正は、28 ページ、歳出の 3 学校教育事務局費、学校教育活動継続支援事業の消耗品費 14 万円の計上です。永原小・蒲生小・重富中の 3 校から消耗品の購入希望がありまして、それに対応するものでございます。

具体的には、永原小は、長机、パイプ椅子。蒲生小はWEBカメラ、譜面台。重富中もWEBカメラの購入費です。以上です。

(保健体育課長) 次に、保健体育課について説明します。歳出から説明しますので、資料の 28 ページをお開きください。

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 3 学校保健費の新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、感染症対策用の消毒液、ハンドソープ、手袋などの消耗品費 253 万 5 千円と検温用のサーマルカメラなどの備品購入費 32 万 5 千円の合計 286 万円の計上で、各学校の要望に応じて、全ての小中学校に対して追加配分するものでございます。

追加配分額については、児童・生徒数に応じて上限が決められておりまして、学校教育事務局費の消耗品費と合わせまして、学校規模に応じて 10 万円から 20 万円の範囲で配分しようとするものでございます。

また、286 万円の特定財源につきまして説明いたします。

歳入予算の資料 27 ページをお開きください。

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 6 教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金としまして、150 万円のうち事業費の 2 分の 1 である 143 万円分を学校保健費の新型コロナウイルス感染症対策事業費へ充当いたします。残りの 7 万円を学校教育活動継続支援事業に充当するものでございます。以上で、保健体育費の補正予算についての説明を終わります。

教育長 ただいま事務局からの説明がありましたけれども、なにかご質疑ございませんでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 31 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第 31 号「令和 3 年度始良市一般会計補正予算(第 9 号)(教育費)に関する件」は可決されました。

次に日程第 9、事務連絡に入ります。

まず、委員の皆様から何かございますか。なければ、事務局からお願いします。

事務局 (学校教育課長) お手元に「教師の勤務時間の上限に関する指針」というプリントがございます。1 ページ目は全て令和 2 年に既に作成済みのものでございます。裏面の 2 ページ目が今回追加した指針になります。2 ページをご覧ください。

「3 教育委員会が講ずべき措置」と「4 留意事項」が追加されております。詳しくは、3 番の教育委員会が講ずべき措置のうち、(1)教育職員の在校時間を客観的に計測すること、(2)その計測した時間は公文書として管理保存を適切に行うこと、(3)教職員の健康診断を実施すること、(4)年次有給休暇についてはまとめて取得することを促進すること、というふうにそれぞれ教職員の勤務に関して教育委員会が行うべきものを明記したものでございます。

4 番目は留意事項としまして教職員の長時間勤務の削減方策として推進していくこと、それから「上限に関する指針」とありますけれども、上限まで勤務しなさいということではなくて、あくまでも在校時間の長時間化を防ぐためのものであるということ、それから上限時間の範囲内で働くことになるわけですが、真に必要な活動であるものをおろそかにしてはいけないことや虚偽の時間を記録するということがないように留意すること、それから業務の持ち帰りは行わないことが原則であるということ、そして実態把握に努めて業務の持ち帰りの縮減・根絶に向けた取組を進めることというよう

なことを追加しております。以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。
なければ事務局のほかの課の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) 社会教育課です。文化芸術祭のパンフレットをご覧ください。今年度も12月5日(日)に開催します。午前9時30分から午後2時10分まで、場所は加音ホールでございます。

今コロナが少し落ち着いているところですが、引き続きコロナウイルスの感染防止対策を講じながら実施をしております。

舞台部門では、文化協会の各支部から3団体、学校、みやまおとどけコンサートも含めまして、プログラムに記載の内容で進めます。それから今回は春花太鼓踊り保存会が太鼓踊りを披露していただきます。

展示部門ではプログラムに記載の団体・学校が展示をします。お時間がよろしければ、是非ご覧ください。以上でございます。

(保健体育課長) 保健体育課から説明させていただきます。

まず亜細亜大学出身の現役プロ野球選手による野球教室が12月18日に、ビーラインスポーツパーク始良(総合運動公園)の野球場で開催されます。

始良市内に野球・ソフトボールをしている少年・少女たちが約300人います。この方たちには個別に招待、参加枠を設けています。それ以外に球場の広さ、駐車場の広さを考えまして、1,000人の一般募集をしているところでございます。

先日、亜細亜大学の生田監督が来られまして、どんな選手が来られるか話をしました。交渉中の部分もあるのですが、有名なところでは、福岡ソフトバンクホークスの松田選手、東浜選手、高田選手、阪神タイガースの高橋選手、今年度ドラフト5位で指名された岡留選手など現役のプロ野球選手8名が確定しております。それから広島東洋カープの九里選手や楽天ゴールデンイーグルスの内間選手などは球団の許可待ちのところですが、そういった選手が4名、合計12名来られる予定で交渉しているところです。

それからOBの選手としましても、鹿児島県出身で元読売ジャイアンツの木佐貫選手など4名程来られます。合計16名程の方が指導してくださることになっています。

(国体推進課長) 続きまして かがしま国体になります。

特別国民体育大会「燃ゆる感動かがしま国体」の全体会期日程が、令和5年10月7日から17日に決定しております。

その中でバスケットボール、ライフル競技が実施されるのですが、女子の

ゴルフ競技が、この期間中に日本選手権とちょうど重なりましてこの会期内に実施できません。そこで会期前開催ということで令和5年9月20日から22日までの3日間で実施されることになりました。それからゴルフ競技は、リハーサル大会を予定していなかったのですが、県民ゴルフ大会をリハーサル大会として令和5年6月3日に実施することになりました。

裏面をご覧ください。特別全国障害者スポーツ大会の日程が、10月28日から30日の3日間。それからデモンストレーションスポーツにつきましては、ペタンクが令和5年4月16日、ダンススポーツが令和5年4月23日の予定です。

ペタンクにつきましては、始良公民館で実施する予定だったのですが、ビーラインスポーツパーク始良の多目的広場に会場を変更しまして実施することになっております。日程等は表に記載してございますので、ご覧ください。以上です。

(教育総務課長) 教育総務課からです。資料等はございませんが、お伝えしたい事がございます。現在、教育部で教育振興基本計画の作成を行っています。

現在の基本計画が平成29年3月に発行したものでございまして、今年が5年ごとの見直しの年となっております。この計画が教育委員会の業務を行う上での基本の計画となっておりますので、今後素案が出来上がり次第、委員の皆様にご意見を伺いまして、パブリックコメントを行った上で作成したいと考えております。

流れとしましては、この11月中に素案を確定し、委員の皆様にご意見を12月上旬に素案を配付しまして、12月の定例会の中でご意見をいただきたいと考えております。その後12月末から1月末までパブリックコメントを行いまして、その意見をまとめた上で原案を確定していきたいと考えます。そして、2月の定例教育委員会と同日に総合教育会議があるわけですが、今年の総合教育会の議題をこの始良市教育振興基本計画としたいと思っています。そういう流れになっていきますので、委員の皆様にはご協力をいただくこととなりますが、よろしくお願いいたします。以上です。

教育長 ほかにございませんか。なければ最後に行事予定の確認を行います。

事務局 (各課より順次説明)

教育長 行事予定の説明がございましたが、皆様方からご質問ございませんでしょうか。

なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。

お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、事務局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の字句の軽微な訂正等は、事務局にご一任いただきました。以上で、令和3年第11回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。